

戦後の旧学制下における女性の大学教育の制度的確立に関する一考察

——早稲田大学の対応を中心に——

湯川 次 義

はじめに

本論文の目的は、一九四五年以降の旧学制における女性の大学教育について、その制度的確立過程を明らかにするとともに、個別大学の対応の事例として早稲田大学の場合を考察することにある。

二〇一一年度において全国の4年制大学で学ぶ女性の数は、一、二〇〇、一八二人（大学院・専攻科などを含む）で、その割合は四一・五%となっている。一九五五年には約六五、〇〇〇人に過ぎなかったが、二〇一一年度までに一八・四四倍増加し、この間の男性の増加率が三・六九倍であったことと比べると、女子学生の増加が著しいことがわかる。このような女子学生の増加が見られた要因を、教育制度に限定して見ると、戦後教育改革によって男女の教育機会の平等化が実現し、大学進学に関する制度上の障害が除かれたことによるものであった。

一方、本論文で戦後の対応の例として検討する早稲田大学には、二〇一二年度において一八、八〇〇人の女性（学部一五、八九四人、大学院二、九〇六人）が在学している。学部学生数に占める割合は、学部間に相違があるが、三五・五％である。早稲田大学が学部学生として女性に門戸を開放したのは一九三九年であり、その時に四人が入学して以来、一九五〇年に三九二人、一九六〇年に二、〇〇〇人の女性が在籍するという状況であったが、一九六五年以降の大学教育の大衆化に伴い、女性入学者が増加し続け、開放から七〇年以上が過ぎた今日、学部学生は一五、〇〇〇人を超えている。

近現代の日本における女性の大学教育機会を時期区分すると、おおよそ、①一九四五年以前、②一九四六年以降の旧学制下、③新学制が確立した一九四八、四九年以降の三つに大別できる。一九四五年以前の第1期は制度的に未確立の状態にあった時期であり、国の政策として性に基づく大学教育機会の差別構造が形づくられ、女性の大学教育は一部の「男子」大学の門戸開放という形だけで進展した。周知のように、日本の最初の女子学生は一九一三年に東北帝国大学に入学した三人であった。しかしこのような開放も、個別大学が第1次入学資格者（旧制高等学校卒業生・大学予科修了者）を入学させた後、定員に満たない場合に募集する第2順位の入学資格者として女性を認めるという制約的なものであった。⁽³⁾一九二〇年代前半から容認され始めた女性への門戸開放も、文部省や大学側の消極的な姿勢、さらには女性の大学教育に対する社会的要望も低いこともあって量的に拡大することはなかった。一九三八年の時点で見ると、学部学生として女性の入学を認めた大学はわずか二七％にとどまり、学部学生に占める女子学生の割合も〇・二四％に過ぎなかった。⁽⁴⁾

一方、一九四五年以前の女子大学の設立をめぐる動向について述べると、日本女子大学校や東京女子高等師範学校など、複数の女子高等教育機関によって大学設立が構想されたが、文部省はその設立を認めなかった。

第2期は敗戦直後の復興期であり、旧学制の下で文部省の積極的な政策によりほぼ男女同等の入学資格での門戸開放が実現した。一九四六年に東京帝国大学と京都帝国大学が初めて女性を学部学生として迎え入れたのは、その象徴的できごとであったと言ふこともできよう。本論文は、この時期を主な考察対象としている。

第3期は、教育基本法や学校教育法に基づいて新学制が確立した時期であり、ここに至って初めて大学における真の教育機会の平等が実現した。一九四八年に女子大学の設立が初めて認められ、また一九四九年以降の新制大学⁵⁾では、男女の高等学校卒業者を入学資格者とし、ほとんどが男女共学⁶⁾の大学となってスタートした。

このような三つの時期において、早稲田大学は女性の大学教育機会に対して、どのような姿勢をとったのだろうか。早稲田大学は、女性の大学教育に積極的な大学の一つであったと言える⁷⁾。その具体的な取り組みを示すと、早くも一九二〇年の大学令による大学設立時に学生としての開放を計画した。しかし、文部省の強い要請により断念し、一九二一年からやむを得ず聴講生としての学習を認めることにしたのであった。その後、一九二二年四月に同大学出版部は「早稲田高等女学講義録」を発行し、一九二六年には附属早稲田工手学校予科に女性の入学を認め、さらに一九三三年には大学院を女性に開放している。続いて、一九三九年四月からは学部学生として女性の入学を許した。この開放は他の総合大学では例をみない全学部の開放という点で、注目すべきものであった。女性への開放は総長田中穂積の主導で行われ、『早稲田大学新聞』は開放の理由として、「東洋に君臨」して「大陸に輝ける新しき世界文化の樹立」を目指している折柄、早稲田大学が「世界各国に比し未だ遠く及ばぬ女子教育に乗り出すことになつた」と記している。さらに同紙は「東亜」の新秩序建設のため指導的女性の育成をはかる目的で開放すると、伝えている⁸⁾。このように、門戸開放の理念は極めて戦時色が濃く、時代的制約を伴う開放であったと言える。

この開放も当時の許容範囲である、予科としての高等学院修了者を入学させた後に第2次入学資格者として男女専

門学校卒業者などの出願を認めるといふ制約的なものであったこともあり、一九三九年には四人の女性が学生として入学したに過ぎなかった。三九年から四五年までの女性の入学者数は総計四七人（内外国人三人）であった。⁹⁾

次に、第2期としての戦後復興期における早稲田大学の動向を見ると、引き続き大学での開放を継続するとともに、一九四六年四月からは高等師範部（教育学部の前身）で新たに女性の入学を認めた。続く第3期においては、一九四九年に男女平等を原則とした新学制の下で男女平等の入学資格を定め、共学大学として発足し、今日に至っている。

以上のような女性の大学教育機会についての研究としては、橋本紀子の『男女共学制の研究』（大月書店、一九九二年）や拙著『近代日本の女性と大学教育』（不二出版、二〇〇三年）などがあるが、これらの研究は時期的にはほぼ戦前の門戸開放に限定されている。一方、戦後の女性の大学教育の確立についての研究としては、女子大学の設立に関連した上村千賀子の『女性解放をめぐる占領政策』（勁草書房、二〇〇七年）や、男子系大学の開放を論じた拙稿¹⁰⁾がある。しかし、拙稿でも本論文の課題である戦後復興期の個別大学の開放事例については深く考察していない。また早稲田大学の事例に関しては、『早稲田大学百年史』（第三巻）や拙著が詳しいが、これらの考察時期はほぼ戦前に限定され、戦後の開放は詳細には扱われていない。

本論文は、このような先行研究の状況を受け、第2期としての戦後復興期における女性の大学教育の確立過程を明らかにするとともに、この政策に対する個別大学の取組みの事例として早稲田大学における女性の大学教育への対応を考察することを目的としている。

1. 旧学制下の女性の大学教育制度の確立過程

(1) 一九四五・四六年段階の女性の大学教育制度の確立過程

敗戦後の一九四五年一〇月から四六年四月にかけての女性の大学教育に関する新たな政策について、これまでの筆者の研究をまとめる形で概観しておきたい。敗戦後の大学の開放政策を戦前のそれと対比した場合、大きな相違点が認められる。相違の第1点は、女性への大学教育機会の開放が国の政策として積極的に承認された点であり、第2には後述するような一九四六年二月の大学規程の改正や「昭和二十一年度大学入学者選抜要項」に見られるように、一定の法的措置を伴って制度的に実施された点である。これらの結果、女性への開放が個別大学内の限定的な措置としてではなく、国全体の制度として実施されることとなったのであり、この点に大きな意義が認められる。さらには、女性の大学入学資格がほぼ男性と同じになり、また入学順位も同等とされたことにも着目する必要がある。

このような政策の背景には、一九四五年一〇月一日のGHQ司令長官マッカーサーによる「人権確保の五大改革」指令があった。指令の中には「参政権の付与による婦人の政治的解放」などの女性解放の方針があり、それを受けて日本政府は早くも二月一七日に女性に参政権を付与する法改正を行っている。上記の措置は、このような女性政策の転換に伴ってなされたのであり、女性の社会的地位の向上を背景としていた点も戦前の開放との大きな相違点と言える。

文部省の政策面から見てこのような改革の端緒となったのは、一九四五年二月四日に閣議諒解された「女子教育刷新要綱」であった。文部省は早くも一〇月二三日の省議で、女性の教育の刷新のための具体策を立てることを決め、

一〇月二七日には省内で要綱(案)が作成されていた。女子教育刷新要綱の基本理念は、差別的であった女性の教育を男性のそれと平等にすることを目指して刷新するという点にあり、方針として男女の教育の機会均等、教育内容の平準化、男女の相互尊重の促進、の三点を掲げている⁽¹²⁾。制度改革だけでなく、教育によって男女の相互尊重の促進を図ろうとしている点が時代の雰囲気を与えるものとして注目される。この方針の下に、具体的措置として①女性の大学入学を阻んでいた規定を改廃し、女子大学の創設や大学の共学制を実施すること、②専門学校、高等女学校高等科・専攻科の中で適当なものの教科を高等学校高等科と同等にすること、④高等女学校の教科を中学校と同程度にすること、⑤女子青年学校の教育内容・修業年限を男子青年学校と同等にすること、⑥大学・専門学校講義を女性に開放すること、を掲げていた。高等教育に関しては、戦前においてその振興を要求し、制度化を構想した人々の期待を超える徹底的とも言える改革の方向性を示したのであり、これにより男女の教育上の差別が一挙に解決されようとした。

当時の学校教育局長田中耕太郎が、「女子教育」の刷新は「極めて緊要」であることから「勅令」を「改廃せずに出来る」ものから進めようとしたと述べたように⁽¹³⁾、刷新要綱は旧学制の枠内で教育の平等化や女性への大学教育機会を可能な範囲で、早急に実現させようとした構想と見ることができ、戦後の新たな教育制度が構想されていない時期の応急的な措置という側面もあった。また、大島宏の研究で、CIEの教育課は刷新要綱を「正しい施策」ととらえていたとされる点も注目される⁽¹⁴⁾。

なお、早稲田大学の教務課が文部省令達をまとめて記録した文書中に刷新要綱が綴じられていることから、文部省が各大学にその趣旨を周知徹底させることを目的として送付したものと考えられる⁽¹⁵⁾。

文部省は、刷新要綱に基づく政策を実施することになるが、まず一九四六年二月一日に大学規程の改正を行った。

同規程改正の趣旨は、女性の大学入学を制度的に確立するために、予科など大学の前段階からの女性の入学を実現しようとするものであり、大学予科の入学資格に中学校の卒業者以外に「女子ノ中等学校」卒業者などを加えた¹⁶。このような改正により、既設男子系大学予科への女性の入学を可能にするともに、将来的には女子大学予科の設置が可能となる。これについても、文部省は、その趣旨の周知徹底をはかるために「女子教育刷新二関シ大学規程中改正ノ件」を各大学に送付している。文部省学校教育局長から、一九四六年二月一日付で早稲田大学総長宛に送付された文書は以下のものであった。

女子教育刷新二関シ大学規程中改正ノ件

今般本省ニ於テハ女子教育刷新二関シ男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ヲ促進スルコトヲ目途トシテ之ガ方針ヲ決定相成リタル処、女子ニ対スル高等教育ニ関シテハ女子大学ノ創設並ニ大学ニ於ケル共学制ヲ実施スルコトト相成本日別紙ノ通り大学規程中改正ノ件公布相成リタルニ付テハ右御了知ノ上可然御取計相成度
尚女子ノ学部入学ニ付テハ追而通牒相成ルベキニ付御含置相成度

ここでは、刷新要綱の趣旨に基づいて「女子大学ノ創設」と大学での共学制を実施するために大学規程を改正したので、必要な措置をとるよう求めている。なお、同規程の改正では高等学校での女性への開放を求めているが、一九四七年二月に高等学校令の改正で目的規定から「男子ノ」が削除され、同年四月から女性の入学が実施されることになる。しかし、女性への開放は個別学校の対応に任せられ、開放する学校と未開放の学校に分かれた。

さらに戦後の大学改革を徹底するため、文部省は一九四六年二月に帝国大学総長会議、官公立大学学長会議、私立大学総長・学長会議を開催した。帝国大学総長会議は二月五日に開かれ、「大学教育刷新二関スル件」「昭和二十一年

度大学入学ニ関スル件」などが議題となった。この会議に出席した京都帝国大学総長鳥養利三郎は、「男女共学」に関する文部省の方針について、「女子ハ文部省指定ノ学校ニ限ル」「入学試験ハ競争試験ニ非ズ、質ノ試験ナリ。定員以下ナルモ試験スル。厳選シテヨイ但シ女子ハ手加減スルコト」「女子ヲ入レル為ノ予算ハ要求スベシ」とのメモを残している⁽¹⁷⁾。さらには、同会議に出席した東北帝国大学総長佐武安太郎も、二月一九日の同大学評議会で会議内容について、「女子モ出来ルダケ入学サセテ貰ヒタイ」「軍復員者及ビ女子ノ入学ニ就テハ資格試験ノ上入学ヲ許可シテ貰ヒタイトノコトデアツタ⁽¹⁸⁾」と報告している。これらの総長会議出席者の記録からは、文部省が女性への開放を強く求めていたことが明らかになる。二月七日開催の公私立の大学総長・学長会議でも同様な文部省の方針が提示されたものと考えられる⁽¹⁹⁾。

このような改革を実現するための具体的措置として、文部省は同年二月一二日に各大学など関係機関に一九四六年度の大学入学者選抜について、次のように明示した⁽²⁰⁾。

四、昭和二十一年度ノ大学入学期ハ之ヲ四月、五月トシ左ノ該当者ニ付詮衡スルモノトス

1. 高等学校卒業者及当該大学予科修了者ニシテ入営、応召其ノ他ノ事情ニ依リ未ダ大学ニ入学シ得ザリシ者
2. 男女専門学校、教員養成諸学校及之ニ準ズル学校（軍関係学校ヲ含ム）卒業者ニシテ大学ノ入学資格ヲ与ヘラレタル者

続いて文部省は、二月二一日に「昭和二十一年度大学入学者選抜要項」を発した⁽²¹⁾。この要項では、入学を志願し得る者は①高等学校高等科卒業者・大学予科修了者で現に大学に在籍していない者、②男女専門学校卒業者、③高等学校高等科卒業者、④女子高等師範学校・臨時教員養成所卒業者などとされ、②から④までの項目で女性の入学資格が明確化された。

この資格規定で注目すべき点は、従来の高等学校高等科・大学予科以外に専門学校・高等女学校高等科・高等師範学校卒業生などが入学資格者と明記された点であり、さらには女性を含むこれらの学校卒業生が高等学校高等科卒業生などと同等の入学順位となったことも大きな改革であった。しかし、旧学制下の改革であったため、入学資格あるとされた学校の種類は男子系学校の方が多く、実態としては男性に有利であったと見ることができるとは思われる。

このような動向を受け、各大学は女性への開放を実施することになるが、『朝日新聞』は各大学には敗戦後に処理すべき問題が山積するなどしており、開放への対応が遅れていることを報じている。⁽²²⁾ また同紙は、早稲田大学の原田実教務部長が「本校では数年前から主に文学部に女子を収容、いま文学部に七名、政経部⁽²³⁾に一名女子在籍者がある、これを他の学部にも拡張するだけで方針には変化はない」と述べたと伝えている。

(2) 一九四六年度における大学の開放動向

次に、文部省による改革を受けた一九四六年度の各大学の開放動向を確認すると、東京帝国大学では二月初旬、同年度の入学試験に関して男女専門学校卒業生なども入学資格者とすることを決め、これにより同帝国大学で初めて「男女学生共学が実現」することになった。⁽²³⁾ 一方、私立大学においても女性への開放を実施する準備を進めた。法政大学のように女性への開放のための学則改正認可を総長・学長会議に先立って申請する大学も見られたが、龍谷大学では三月二日、専修大学では三月七日、関西大学は三月二五日に開放のための学則改正を認可申請した。⁽²⁴⁾ 以上のように、個別大学においては、各校の独自の判断を含みつつ、文部省の政策動向を受け、女性への開放を実現させたことになる。しかし、後述するように、一九四六年の時点では女性への開放を行わない大学がほぼ半数を占めており、この点にも留意しなければならない。

一九四六年度における女性の在学状況を確認する。同年度の『文部省年報』⁽²⁵⁾によれば、女性への開放大学は一三校（東京・京都・東北・九州・名古屋帝国大学、金沢医科大学、東京文理科大学、慶応義塾・東洋・明治・立教・早稲田・同志社大学）で、学部学生二〇〇人、大学院学生三四人、聴講生などの生徒が九六六人、計三三〇人の女性が在籍している。一九四五年度の女性在籍者数二〇六人とくらべると二二四人増加しているが、総計八一、六三二人中に占める女子学生・生徒の割合は〇・四〇％に過ぎなかった。

しかし、一九四六年から開放した中央・専修・国学院・立正・関西大学など、女性が在学しながらも『文部省年報』には記載されていない大学がある。また、女性在学者が皆無であるためか、北海道・大阪帝国大学、広島文理科・法政・日本・龍谷大学のように戦前からの開放大学でも、女性の在学状況が記載されていない。以上のように、現状では開放大学や在籍者の正確な数を把握することは困難である。このため、戦後に学則を改正した大学や女性が在学していない大学も含めて一九四六年の時点で女性の大学入学を認めていた大学数を類推すると、帝国大学七校中七校、官立大学一一校中三校、私立大学二七校中一四校の合計二四校とみることができ、戦前よりは増加している。しかし、公立大学三校は門戸を閉ざしたままであるなど、ほぼ半数の大学が女性の入学を認めないか、あるいは女性の在学者がいなかったことになる。

いずれにしても、一九四六年度はほぼ男性と同等の資格で女性に門戸が開かれたのであったが、在籍者数は少なかった。その理由としては、女性を受け入れる大学が少なかったこと、女性の大学進学意欲が低かったこと、高等学校や大学予科が女性に開かれていないだけでなく、戦前の女性の教育が特性教育論に立脚していて学力が不足していたこと、親や社会の無理解が根強かったことなど、女性を大学教育から遠ざける要因が敗戦後も強く残っていたことなどが考えられる。女性の大学教育の量的拡大は、少なくとも入学資格が男女平等になる一九四八、四九年以降の新

制大学の発足を待たなければならなかったのである。

2. 早稲田大学の対応

次に、以上考察した敗戦から一九四六年に至る女性の高等教育制度確立政策への個別大学の対応の事例として、早稲田大学の場合を検討する。

旧学制の下で、早稲田大学は学部（大学院も含む）、専門部、高等師範部、早稲田専門学校（夜間）、第一・第二早稲田高等学院（大学予科）から構成されていた。既に述べたように、学部は一九三九年四月から女性の入学を認めていたが、専門学校令による専門部・高等師範部・早稲田専門学校は、専門学校段階の男女共学を認めないという文部省の強い方針もあり、男性だけの学校であった。また、高等学校令が女性を排除していたため、それに準拠した高等学院も男性の学校であった。一九四六年四月末現在の在籍者数を見ると、大学院学生六〇人、学部（政経・法・文・商・理工学部）学生七、四三三人・同外国人一〇一人、第一高等学院（文科・理科）・第二高等学院（文科）生徒三、九三七人・同外国人一七人、専門部（政経・法・商・工科）生徒六、四九四人・同外国人六〇人、高等師範部（国漢・英語・体育・社会教育）生徒七四一人・同外国人二人、専門学校（政経・法・商科）生徒二、九三六人・同外国人一五三人、であった。²⁶⁾

早稲田大学では一九四六年度において、大学学部の開放を継続するとともに、敗戦後の新しい動きとして、一九四六年四月から高等師範部が女性の入学を認めることとした。以下、早稲田大学の学部、高等師範部・専門部・専門学校、高等学院に分けて一九四六年度の対応を分析する。

(1) 女性の大学教育についての大学関係者の意見

一九四六年三月一五日付の『早稲田大学新聞』には、早稲田大学関係者や卒業生などによる女性の大学教育、男女共学についての四つの論説が掲載されている。この時期に、同紙がこのような特集を組んだことは、女性の大学教育に対する一定の関心の高まりが大学内に存在していたことを示すものと言えよう。これらの論説を分析することによって、当時の早稲田大学関係者の女性の大学教育に対する考えの一端を窺うこととする。

はじめに「いつ開かれる？ 男女共学の狭き門 問題は当局の英断⁽²⁷⁾」との論説を分析するが、これには執筆者名が記されていないことから、同紙の社説的なものと推察される。冒頭で、「今後我国が文化国家」となるためには、「男子に求め得ざる種種の点に於て、女子に期待するところは大きい」との見解を示しつつ、現在の女性の「教養水準では到底望み得ない」のが「一般の世評」だとする。そのため、「女子の教養向上」は一刻も早く実現されるべきであるが、文部省や政党にも確固たる方策が見られないと批判している。さらに、一部論者は「民主的訓練を得ていない日本青年の男女共学は、社会道徳の退廃を意味する」と言うが、「相互の正しい理解によつて結ばれ、ば喜ばしいことではなからうか」と、共学による男女の相互理解の深化は意義あるものとの認識を示している。続いて、四六年度から各大学で門戸が開放されるものの「画期的制度」とはなつておらず、また早稲田大学では既に女性に開放しているが、専門学校卒業者を編入させるという現制度では、わずか「十数名の女子」が在学しているに過ぎず、この状態では「男女共学の意味は全然ない」と批判する。筆者は、「全女性のためにも祝福する共学」を通じて、「単に知識を叡智に迄高めるだけでなく、人間への理解を深めなければならぬ」と主張する。そして、最後に「デモクラシーも婦人参政権も、高き教養の上にこそ正しい意味を持つ、祖国再建の基盤は大学に在り、私たちは理想的な『我等の大学』を実現すべきである」と結んでいる。

続いて、上坂西三（商学部教授）の「男女共学に先鞭をつけよ」を分析する⁽²⁸⁾。はじめに上坂は、日本の女性は欧米の女性にくらべて「教養や知識が甚しく低位にあることは、改めていふまでもない」とし、現在の教養や知識の程度では「文化日本の新建設など思も及ばぬこと」と指摘する。その解決のためには、「まづ良き指導者をつくることが先決問題」で、「大学を全面的に開放して能力ある女子に大学教育を授ける」ことが急務と主張する。続けて、女子大学の創設が伝えられるものの、社会・国家が「男女の協力によつて形成され運営」されている「当然の帰結」として、共学大学の方が「遙かに有意義であることは論を俟たない」としている。また、「早大はいち早く女子に大学を開放した」ものの、予科を開放せずに「専門学校卒業者を編入させる現制度」はほとんど無意味であり、「僅か十数名の女子が勉強しているに過ぎない事実」がそれを証明していると述べている。そして、その解決策として女子高等学院の創設を提案している。具体的には「第一学院を男子部理科、第二学院を男子部文科とし、新たに第三学院を設けて女子部の理科文科」とし、大学段階で「名実相伴ふ真の共学制」を実施すべきと主張する。上坂は女子高等学院の設置場所や施設なども提案しつつ、「女子の為に大学を全面的に開放し得るやう、第三高等学院を新設してもらいたい」とし、総合大学としての早稲田大学を「全面的に開放し、真の男女共学問題解決」に先鞭をつけるべきと結んでいる。

石川達三⁽²⁹⁾は、「共学についての随感——理論的科学的な才能を——」⁽³⁰⁾を寄稿している。石川は、大学における共学は何等問題がなく、男子学生にとつては「成年男女の正しい交際が許される」ことになるとする。一方女性の場合は、共学になつても「どの位の人数が大学へゆくであらう」とし、その原因は「古風な伝統のまだ残る」家庭にあり、「女性と学問」についての「両親の觀念が改められない限り」、女性の進学の希望が阻まれると主張する。続けて、親にとつては「結婚といふ問題が重大」だと述べている。さらに石川は、男性の場合は学問と職業は直結することから学問に

対して真剣であるが、一方女性は、例えば医師でも結婚したならば家庭に入るといったことが多く、「学問は良く云へば教養」のために「悪く云へば道楽」や「結婚資格を定める」ためのものであったと批判する。続けて、家政学を授けるような「女臭く教育すること」には疑問とし、「共学制度はどこまでも男子と同じ課程を同じ年数」であるべきとする。そして、女性に学問の機会を与えて「男子と同等の職業面を解放すること」が重要であり、「官吏」「高等学校教授」「建築技師」等になることを認め、男性と同じ実力で卒業した者には「同じ待遇を与へるべき」で、文部省だけでなく内務省など各省でも女性を採用しなくては「折角の名案も大して成果は納め得ない」と結んでいる。

一九四二年九月に文部省英文科を卒業した横山百合子は、「女子教育向上の急務」³¹と題する論を寄せている。横山は、「女性の解放が行はれ、女子に参政権が与へられ」た状況を踏まえつつ、男女間にみられた「学問の道」の不平等は「明らかに反民主的封建主義の現はれであつて、このために女子の文化方面への貢献は著しく阻害」されていたと批判する。そして、「半数を占める女子の社会的向上こそ、文化を高める有力な原動力」であり、「女子もこれまでのやうに依存的な存在としてではなく自律的な生活をもつて各方面に貢献して行くやうになる時にこそ、真に美しい男女協調の文化が生みだされる」と述べている。続いて、「人間の『本質的欲求』を充すものとしての、又人間としての幸福」をもたらすような「女子教育が先づ第一に望まれなければならない」と主張する。最後に、「今年度は高等学校三年制実施」によつて高等学校卒業者が入学しないため「女子学徒の学部への多数入学が期待されて」いるが、「多くの女性が真摯な態度で大きな抱負と使命のもとに早稲田に学ばれることを切に祈つてゐる」と締めくくつてゐる。

これら四つの論説を全体として見ると、敗戦後の日本社会が女性参政権を承認し、その地位の向上を図りつつある中で、新日本建設のためには女性の協力が必要との認識で一致している。しかし過去の教育の結果として女性の能力

が不足しているのが現実であり、女性への教育を抜本的に改革するとともに、男女平等の大学教育制度を確立させることが急務と主張している。さらには男女の相互理解を育む共学の意義を強調するとともに、このような教育や制度改革を早稲田大学が実現すべきことを求めていると言えよう。また、専門学校卒業生への開放だけでは不十分で、高等学院からの開放を求めている点も注目すべきと考える。このような期待の下で、一九四六年以降の改革が取り組まれることになる。

(2) 学部への門戸開放の継続

既に記したように、早稲田大学では一九三九年以来女性の正規入学を認めており、一九四六年以降も女性の開放を継続した。入学資格は一九三九年に定めたものが戦後もそのまま用いられたが、早稲田高等学院修了者を入学させ、その後入学を認める第二次入学資格規定の第三項で、次のように女性の入学資格を定めていた。⁽³³⁾

三 女子高等師範学校並女子専門学校本科卒業生ニシテ外国語（三年以上ニ亘リ授業時数合計九時間ヲ下ラサルコト）及左ノ
科目目ノ中四科目以上（授業時数合計九時間ヲ下ラサルコト）ヲ履修シタル者

修身又ハ倫理 国語 漢文 歴史 地理 哲学概説 心理 論理 法制経済 自然科学 数学 物理 化学 植物 動物
鉱物 地質

このように女性の入学資格は、女子高等師範学校・女子専門学校本科の卒業生で、一定時間数の外国語と一八科目中四科目以上を履修した者となっていた。この一八科目は、高等学校高等科文科・理科の学科目と同一であった。

なお、女性の入学資格とは別件ではあるが、一九四六年から高等師範部第三学年修了者で「高等学校高等科卒業生

ト同等以上ノ学力アリト認めタル者」に対して、「学問ノ機会均等」の観点から学部入学資格が付与されている。⁽³⁴⁾

一九四六年度の場合、高等学校・大学予科の修業年限が三年に延長されたため、その卒業者は原則としていなかった。早稲田大学の場合は、高等学院からの学部進学者は極めて少なく、従来第2次入学資格者を中心に入学し、⁽³⁵⁾その数は一、四〇三人であった。この数は、高等学院修了者が再度進学するようになった一九四七年の二、一四一人、一九四八年の二、九〇七人と比べて少ないと言える。⁽³⁶⁾このような中で一九四六年の女性の学部入学者は、後にも述べるように、政治経済学部聴講生二人、文学部に学生五人・聴講生二二人に過ぎなかった。

既に述べたように、女子教育刷新要綱は学部学生としての開放以外に、聴講生などとしての開放も求めていた。これを受け、文部省学校教育局は一九四六年四月一八日付で、男子官公私立大学長・専門学校長・男子高等師範学校校長宛に「大学専門学校聴講生ニ関スル件」を通牒し、「一般人ノ教養向上、政治教育、科学教育等ノ為」、聴講生制度の実地法の報告を求めた。⁽³⁷⁾これに対して、早稲田大学では一九四六年四月二三日付で学校教育局長宛に、大学学部・専門部・高等師範部及び早稲田専門学校の学則に聴講生についての規定を既に設けており、選考の上学習を認めていると報告している。なお、学部の聴講生の入学資格は「聴講生ハ中学校、高等女学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認めタル満十九年以上ノ男女ニシテ志望学科ノ学修ニ必要ナル程度ノ学力考査ニ合格シタル者ニ限ル」というもので、女性の聴講を認めた一九二一年以来の規定であった。

(3) 高等師範部の門戸開放と専門部

次に、専門学校令による高等師範部、専門部、早稲田専門学校の動向について検討する。まず高等師範部について見ると、同部は一九四六年度に大きな制度改革を行い、その改革の一環として女性に門戸を開放している。改革の要

点は、①修業年限四年制の復活、②英語科生徒定員増加、③国民体錬科の体育科への名称変更、④社会教育科新設、⑤「女子ニ対スル門戸開放」であった。女性への開放理由は、一九四六年四月四日付の文部省への学則改正認可申請書に次のように記されている。³⁸⁾

(五) 女子ニ対スル門戸開放

終戦後ノ我カ国諸般ノ変革ニ伴ヒ女性ノ社会的地位ノ向上頓ニ著シク、既ニ政治的及社会的關係ニ於ケル男女同権確立セラレ、新日本建設ニ対スル女性ノ責務愈々重大ヲ加ヘ来レリ、本大学ハ将来ニ於ケル女子教育ノ必然的重要性ニ鑑ミ茲ニ高等師範部ニ女子入学ノ資格ヲ与ヘ教育界ニ於ケル女性ノ活動ヲ期待セントス、固ヨリ男女共学ニ関シテハ慎重ナル指導ヲ行ヒ殊ニ女子ニ対スル施設ニ関シテモ遺憾無キヲ期スルモノナリ

開放理由としては、終戦後の変革に伴い、参政権が付与されるなど女性の政治的・社会的地位の向上が著しく、「新日本建設ニ対スル女性ノ責務」の重大さが増しているとの認識を示している。このような認識から今後「女子教育ノ必然的重要性」が高まると判断し、開放を実施して「教育界ニ於ケル女性ノ活動ヲ期待」するとしている。敗戦直後の高等師範部の開放理念は、民主社会における女性の社会的地位の向上や「婦人参政権」の実現を受け、新たな社会の建設への女性の責務を強調するものであった。このような理念は戦後の開放大学にほぼ共通しており、例えば法政大学の理念は、民主主義国家の建設、「婦人参政権」の確立などを背景とする開放であると述べている。また専修大学では開放理由として、女性の社会的活動が次第に活発化し、向学心が高まりつつある中で、「婦人ニ経済、法律ニ関スル學術ノ理論及応用ヲ授ケ」るとともに、教養を高め、有為の人材を養成すると記している。³⁹⁾このように、戦後の開放理念は、高等師範部の理由も含め、戦前にはみられなかった新たな認識に基づく開放であったことが確認でき

る。

高等師範部の開放理念の反映として、社会教育科では「女性史及女子教育史」（毎週教授時数2）、「婦人問題」（同2）といった選択科目を新設している。⁽⁴⁰⁾これは極めて注目すべき点であり、民主的な戦後社会の反映であるとともに、新しい時代の先取りと見ることができると言える。しかし、男女共学について「慎重ナル指導ヲ行」うと記している点は、それまで男女別学が制度原則であった時代状況を反映したものとと言える。

次に、高等師範部の女性の入学資格を示すと、以下のものであった。⁽⁴¹⁾

一、同第四節第二条ヲ左ノ通改ム

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第一種生トシテ入学スルコトヲ得

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、高等女学校ヲ卒業シタル者

三、師範学校ヲ卒業シタル者但シ昭和十七年度迄ノ卒業者ニ限ル

四、(以下略)引用者)

第2項において、「第一種生」（本科生）として女性の入学資格が規定されている。一九四六年度以降の高等師範部の学科構成は、国語漢文科（2学年の収容定員五〇人）、英語科（同一〇〇人）、体育科（同一〇〇人）、社会教育科（同一〇人）で、修業年限は四年であった。一九四六年度の女性への開放は、新設の社会教育科に限定されており、一〇人が入学した。⁽⁴²⁾

一九四七年度からは、国語漢文科・英語科でも女性の入学を認め、高等師範部は体育科以外の各科で門戸を開放し

た。『文部省年報』では、一九四七年に国語漢文科二人、英語科二人、社会教育科一七人、計二一人の女性が在学していたことが確認できる。⁽⁴³⁾

次に、高等師範部以外の専門部・専門学校の動向について見ると、これらの学校では女性に門戸を開放することはなかった。⁽⁴⁴⁾戦前の場合、文部省が専門学校段階の共学には強く反対していたことから、一般的に専門学校は男女別学校として存在し、大学附属の専門部でも女性の入学を認めることはほとんど無かった。しかし、一九四六年以降は文部省も男子系専門学校への女性の入学を認め、『文部省年報』によれば一、七六四人の女性が男子系専門学校で本科生として学んでいる。⁽⁴⁵⁾

早稲田大学の専門部などの開放問題について検討すると、同一法人内の学部では開放していること、一九四六年度以降は高等師範部で新たに開放していること、他大学の附属専門部でも入学を認めていることを踏まえると、開放に踏み切っても然るべきであったと言いうこともできる。専門部などが門を閉ざしたままであった理由については今後も検討を続けたい。

(4) 早稲田高等学院の動向

次に、大学予科としての早稲田高等学院の動向について検討する。一九四五年以前の大学予科の入学資格は中学校卒業者である男性に限定されていたが、既に指摘したように、大学規程の改正で一九四六年以降は女性の入学も可能となった。このような政策に基づく動きとして、文部省は一九四六年一月一日に官公私立高等学校長・大学予科長会議を開催した。この会議に、早稲田大学からは第一高等学院長の渡鶴一、第二高等学院長の竹野長次が出席している。同会議の議題としては、「昭和二十二年度入学試験に関すること」の他に、「男女共学及女子高等学校案に関

すること」が掲げられており、⁽⁴⁶⁾ 大学予科の開放と女子高等学校の創設について議論されたものと考えられる。また、翌一九四七年二月に高等学校令の改正がなされることから、高等学校の女性への開放についても議論したものと推察される。

さらに文部省は、一九四六年一月六日付で「官公私立高等学校長／同予科を有する大学（総）長」に対し、次のように四七年度に女性を入学させるか否かについて、回答を求めている。⁽⁴⁷⁾

女子生徒入学に関する件

標記の件については過般の高等学校長及予科長会議に於て御協議を煩はし一応研究事項となつてゐたが左記に依つて至急御報告願ひたい

記

一、希望する場合

1. 女子生徒入学について特に希望すること
2. 教室、化粧室寄宿舎等施設についての措置
3. 学級編成、厚生輔導についての意見
4. その他

二、実施を留保又は希望せざる場合

何分のことを報告

この文書では、同年一月一三日開催の会議で論議し、「研究事項」となっていた女性への開放について、実施するか否かを問うとともに、実施する場合の施設、学級編成などについて回答を求めている。なお、この文書が高等学

校長にも送られていることから、文部省は高等学校の女性への開放を一九四七年度から認めようとしていたと考えられる。このような依頼に対して、早稲田大学では「本大学附属高等学院では本学年度は女子生徒の募集は行いませんでした」「尚来学年度も同高等学院及び専門部各科は女子生徒の募集は行いません」と回答している。一九四六年度から国学院大学予科⁽⁴⁸⁾などが女性の入学資格を定めたのに対して、その後も高等学院は女性への開放を行わなかったが、現時点でその理由は明確でない。男性だけの学校であったという「伝統」が主な理由と考えられるが、この点についても今後の研究に待ちたい。

(5) 一九四六年の学部開放の実態と姿勢

占領の開始から一九四六、四七年にかけて、GHQは既設大学の女性への閉鎖性を問題視し、特に帝国大学の開放に注目していた。それは、女性の在学状況調査を複数回文部省に要求したことによって確認できる。GHQの要請による一九四六年度の女性の在学状況調査は三回実施されたと考えられ、一つ目は五月一日の東京帝国大学総長に対する「女子入学志願者等調の件」、二つ目は一〇月一〇日付の各帝国大学総長への「昭和二十一年度帝国大学女子入学者調査の件」、三つ目は一月二二日付の官公私立大学総長・学長に対する「学部入学女子学生について」⁽⁴⁹⁾である。ここでは、三つ目の要請に対する早稲田大学の回答を分析することにより、一九四六年の学部開放の実態と早稲田大学の姿勢の一端を明らかにする。

文部省学校教育局は、一九四六年一月二二日に早稲田大学に対して、「学部入学女子学生について」の調査・報告を通牒した⁽⁵⁰⁾。ここでは、「標記の件について聯合國司令部よりの要求がありましたから貴学に在学してゐる女子学生に就いて」調査し、次の三点を報告するよう求めている。すなわち、第1の「女子の入学者数調」では、一九四六

年四月入学者数、「男子に対する女子の%」、「従来在学の女子学生を含めての女子在学者数」、第2の「女子入学者に関する調査」では、学部・学科、学生種別、氏名、生年月日、入学成績（何人中何番）、学業成績（何人中何番、何単位合格）、最終学歴を尋ねている。そして、第3の「女子学生に関する概況」では、①女性が入学したことに対する「一般的感想」、②女子学生に対する厚生補導の対策、③女子学生に関する概況について回答するように求めている。単に入学者数にとどまらず、女性入学者の成績・順位などの細部を調査しようとした点や、「女子学生に関する概況」を記させて受け入れ大学の女子学生に対する認識などを確認しようとした背景には、一九四六年半ば以降の女子大学の承認をめぐる動きが活発化する中で、開放結果の詳細を把握し、両者の対比の中で女性の高等教育のあり方を検討しようとするGHQやCIEの意図があったと推察される。

このような通牒に対して、早稲田大学は一月二八日付で回答し、まず第1の「女子の入学者数調」では、政治経済学部と文学部に女性が在籍していることを報告している。一九四六年の政治経済学部には、聴講生二人（政治学科一人、経済学科一人）が入学しているが、正規の学生としての入学者は無かった。同学部では、従来からの在学者数も含めると、学生一人（政治学科）と聴講生二人の女性が学んでいた。次に、文学部では正規の学生が五人（哲学科一人、文学科四人）、聴講生が二人（哲学科一人、文学科二人）入学している。同学部の従来からの在学者数も含めた数は、学生三人（哲学科五人、文学科九人、史学科九人）、聴講生一九人（哲学科一人、文学科一五人、史学科二人）であった。

第2の「女子入学者に関する調査」の回答中、まず学部学生の最終学歴を見ると、文学部哲学科入学者の学歴は聖心女学院専攻科、文学科入学者の学歴は埼玉女子師範学校専攻科一人、日本女子大学校二人、津田英学塾本科一人であった。聴講生の最終学歴は、政治経済学部の二人の場合は、東京女子大学一人、日本女子大学校一人であった。ま

た、文学部の聴講生の場合、一二人の最終学歴が記され、専門学校三人、高等女学校八人、高等女学校補習科一人であった。聴講生の場合、高等女学校卒業者が多いのは、入学資格が高等女学校卒業者で一九歳以上であったためである。

次に「入学成績何人中何番」といった成績についての回答を見ると、文学部学生の場合「中」が四人で、「下」が一人と記されている。文学部聴講生の成績は一人についてののみ記入があり、「中」となっている。なお、文部省が入学成績について「何人中何番」までを求めていたのに対して、早稲田大学では「中」「下」という表記に留まっているが、例えば立教大学が四一人中八番などと回答していたことと比べ、簡易な表記であったと言える。⁵²⁾

第3の「女子学生に関する概況」についての回答は、次の通りであった。

一、女子の入学に対する一般的感想

女子学生の入学を殊更に奨励もせぬが又強いて反対もしない。

女子が入学したる為には男子学生が良くなつたと言ふこともなければ、悪くなつたと言ふこともなく、少くとも現状では女子学生によつて学部或は教室の空気に影響する様なことはない。

女子学生は一般的に男子学生に対し幾分劣等感を持ち入学当初は自信薄の傾向が見えたが次第に男子学生にひけめを感じない様になつた。

二、女子学生に対する厚生補導の対策

化粧室其他女子学生専用の物的諸設備を完備し度い。

三、其他女子学生に関する概況

一般的に学問に対する熱情強くしかも男子学生に劣らない様にしようとする努力に依つてその成績は概して良好である。

「概況」では、女性の勉学態度は熱心であり、成績も良好と記している。筆者はこれまで、この通牒に対する東京・九州帝国大学、中央・法政・立教大学の「報告」を確認しているが、多くの大学で女子学生の勉学態度については、男子学生に「劣らず克く勉強している」（東京帝国大学法学部）、「研究態度も男子学生と互し遜色ない」（九州帝国大学）、「研学精神旺盛」（立教大学）といったように、多くの大学で好意的な評価を記している。⁽⁵³⁾ 早稲田大学の回答で注目されるのは、「一般的感想」として「女性の入学を殊更に奨励もせぬが又反対もしない」、さらには女性の入学による変化は特に認められないとの消極的な表記に留まっている点である。他大学の場合でも、例えば九州帝国大学医学部の「差支へ等の意見なく」、同大学法文・理学部の「概して良好なり」との簡単な記述に留まる報告も見られる。しかし、中央大学が「女子にも向学の門戸を開放したと謂ふことは文化の為に喜ばしきこと」と記し、また法政大学が「男女互ひに人格を尊重し合」うようになるとともに、「人間的友愛」の雰囲気醸成させ、「女子文化水準の高揚を企図せんとす」と記述していることと対比すると、早稲田大学の「一般的感想」は、女性の入学に一定の「距離」を置く、あるいは「冷淡」とも解釈できる記述と言えよう。

全体として、一九四六年度の早稲田大学の女性の状況をまとめると、『早稲田大学新聞』は、文学部に三三人、政経学部三人、高等師範部に一〇人在籍し、全体で四六人の女性が学んでいることを伝えるとともに、「学園二万の学生数にくらべると、はなはだおさびしい話」と論じている。⁽⁵⁴⁾ なお、一九四六年度にごく少数の女性教員がいたことが確認できる。四月末の時点で第二早稲田高等学院に兼任一人（外国人）、十一月末の時点で文学部に兼任一人の女性がいたことが記録されている。⁽⁵⁵⁾ しかし、専任教員は皆無であった。

また、同上の『早稲田大学新聞』は、早稲田大学の一九四六年度の状況を報じ、大学の設備は「万事これ女子向きに出来てな」いものの、「財政ひつ迫のため」なかなか実現できそうもないとの見通しや、できるだけ早く「化粧室

のようなものを文学部」に作りたいとの理事のコメントを記している。一方、女子学生は、「戦争によつて失われた学問の不足を取りかえず」ために入学したのであり、「もともと男子の学校」であるため施設の不備などは「仕方がない」としつつ、「控室の一つぐらいはほしい」と要望している。敗戦後の混乱期という事情もあり、女性のための施設の不備な状態が続いていたことが窺えるが、このような状況は共学大学に共通したものであった。

おわりに

最後に、新学制確立に向けたその後の文部省の改革動向と早稲田大学の対応を概観して、本論文を終えることにする。

一九四六年三月以降は、戦後処理から新学制確立へと転換した時期であり、アメリカ教育使節団の来日と報告書の提出、教育刷新委員会での議論、新憲法の制定などを経て、翌年三月に教育基本法・学校教育法が制定され、これによつて新学制が確立した。この体制の下で、一九四八年四月から新制女子大学の設立が認められ、翌年四月からは男女の高等学校卒業者を入学資格とする、大学での共学制が実施されることになる。

早稲田大学における一九四七年から四八年にかけての動きとしては、既述したように高等師範部の国語漢文科・英語科が女性の入学を認めたが、専門部・早稲田専門学校、高等学院は門を閉ざしたままであった。一方、新学制に移行するための研究委員会が一九四七年九月一九日に設けられるなど、新制大学設立に向けた動きも見られた。そして、一九四九年四月から早稲田大学は、新制高等学校卒業の男女を入学資格とする共学の新制大学として発足することになる。この時、専門学校令による高等師範部・附属専門部などは廃止され、新たに教育学部や五つの夜間学部が設け

られた。さらに、旧制の早稲田高等学院も廃止され、一九四八年に早稲田高等学院が男性だけの新制高等学校として発足している。

なお、新制大学設立をめぐる動向の中で一九四八年三月に「早稲田大学女子学部設立に関する建議書」が理事会に提出された点なども着目されるが、これらは一九四七年以降の早稲田大学の女性をめぐる動向についての別稿で分析することにしたい。

註

- (1) 二〇二二年度の場合を示すと、国際教養学部(六〇・一%)を筆頭に文学部・文化構想学部のように女子学生が半数以上を占める学部がある一方、理工系学部が一七・四%に過ぎないほか、社会科学部、商学部、政治経済学部のように二〇%台の学部がある。
- (2) 政策的にみると、家族制度下で女性を従属的な地位に置く政策を堅持し、その中等教育理念を「良妻賢母」においていた政府・文部省にとつて、職業に直結する、女性の大学教育は原則的に否定すべきものであった。社会的にみても女性の大学卒業者に対する需要は乏しく、また女性自身の進学要求も高くはなかった。
- (3) 学則改正の手続きは、女性の入学資格を定めた学則の認可申請を受けた文部省がその資格を高等学校高等科卒業者と同等かを文部省が審査し、適否を判断した上で承認するというものであった。
- (4) 『大日本帝国文部省第六十九年報』。
- (5) 一九四八年度から発足した一二の新制大学中、五校の女子大学を除くほとんどの大学では四八年度から女性が入学している。
- (6) 戦後教育改革期には、共学大学・女子大学の他に少数ではあったが「男子大学」が存在していた。今日、入学者を男性に限っている大学は存在していないが、例えば上智大学は一九五六年までは「創設以来の方針を堅持して女性の入学を認めていなかった」(『上智大学五十年史』一九四頁)。また神戸商船大学は一九八二年に至って女性の入学を認めた(『神戸商船大学七十五周年記念誌』一七三―一七六頁)が、入学者を男性に限定していたほぼ最後の大学と見られる。
- (7) 早稲田大学が女性の大学教育に積極的であった背景として、大隈重信や高田早苗など大学関係者が、女性の教育に理解を示していたことを指摘できる。例えば、大隈は日本

- 女子大学校（一九〇一年創立）の創立準備委員長として講演し、従来の日本は女性を軽視してきたが、「男女複本位」でなければ社会の進歩・文化の向上を望むことはできず、女性に積極的に高等教育を与えるべきと述べていた。また高田は、一九一五年八月に大隈内閣の文部大臣に就任したが、教育調査会（文部省の諮問会議）で議論されていた「学芸大学」案を基盤とする新たな制度を立案し、大学入学資格については中学校か修業年限五年の高等女学校卒業者との案を同調査会に諮問した。
- (8) 『早稲田大学新聞』一九三九年一月一日、三月一日。
- (9) 入学者が少なかった理由としては、女性自身の大学教育へのニーズが十分高まっていなかったこと、予科としての高等学院が開放されていなかったことなどが指摘できよう。
- (10) 湯川「戦後の旧学制下における女性への大学の門戸開放政策と開放の実態——一九四六年の場合を中心にして——」『早稲田教育評論』19巻1号（二〇〇五年）。湯川「戦後教育改革期における女性の大学教育制度の確立に関する一研究——一九四六年三月から一九四七年三月まで——」『早稲田教育評論』20巻1号（二〇〇六年三月）。他に、野坂尊子「戦後高等教育改革期における「家政学」理解」（『大学教育学会誌』23巻2号、二〇〇一年）などの研究もある。
- (11) 湯川「戦後の旧学制下における女性への大学の門戸開放政策と開放の実態」。湯川「戦後教育改革期における女性
- の大学教育政策と門戸開放の実態」（二〇〇六・二〇〇七年度科学研究費補助金 報告書）。
- (12) 「女子教育刷新要綱」（昭和十九年四月）〔至昭和二十四年九月〕文部省令達〔甲〕教務課「早稲田大学史資料センター蔵」。
- (13) 「女専、高師を大学に」『毎日新聞』一九四五年二月六日、2面。確かに刷新要綱は、日本国憲法が規定するような徹底した男女平等や、教育基本法第5条に見られるようなすべての学校段階における男女共学を意図するものではなく、大島宏が指摘するように当時の男女平等観や機会均等観を反映するものではあった。
- (14) 大島宏「女子に対する旧制高等学校の門戸開放」『日本の教育史学』47集、一一一頁。
- (15) 「女子教育刷新要綱」〔昭和十九年四月〕〔至昭和二十四年九月〕文部省令達〔甲〕教務課「早稲田大学大学史資料センター蔵」。
- (16) 「女子教育刷新二関シ大学規程中改正ノ件」『同前書』。
- (17) 「総長会議資料」『烏養利三郎関係資料』京都大学文書館蔵（72D）。
- (18) 「評議会議事録案」（昭和二十二年二月一九日）『昭和二十二年 評議会 議事要録 東北大学』東北大学史料館蔵。
- (19) 一九四六年二月五日開催の私立大学長会議における議題として、「大学教育刷新二関スル件」「大学入学者選抜二関スル件」が掲げられていた。「私立大学長会議日程」「戦後

教育資料』(VI 63) 国立教育政策研究所附属図書館蔵。

- (20) 「中等学校及高等学校等修業年限延長二関スル件」『昭和十九年四月「至昭和二十四年九月」文部省令達(甲)』教務課』早稲田大学史資料センター蔵。なお、一九四六年度から高等学校の修業年限が元の三年に延長されたため、この年度には高等科の卒業者はいなかった。
- (21) 『終戦教育事務処理提要』第二輯(文部大臣官房文書課、一九四六年)一四〇～一四五頁。
- (22) 「足踏みしてゐる男女共学」『朝日新聞』一九四六年一月二三日2面。
- (23) 「東大 男女共学実現」『大学新聞』一九四六年二月一日、1面。
- (24) 「学則一部変更ノ件」『法政大学』(3A 9-2 108)、「規則改正認可申請」『龍谷大学』(3A 9-2 119)、「大学学則変更認可申請書」『専修大学』(3A 9-2 121)、「関西大学学則改正認可申請書」『関西大学』(3A 9-2 126) 国立公文書館蔵。
- (25) 『文部省第七十四年報』。
- (26) 「学校表調査の件」『昭和二十一年十二月「昭和二十一年度(下)」文部省関係書類 教務課』早稲田大学史資料センター蔵。
- (27) 『早稲田大学新聞』一九四六年三月一日(2)。国立国会図書館所蔵。
- (28) 『早稲田大学新聞』一九四六年三月一日(2)。上坂の
- 著書として、『商品学序論』(早稲田大学出版部、一九五三年)などがある。
- (29) 小説家。一九二八年に早稲田大学文学部英文科を中退。一九三五年に第1回芥川龍之介賞、六九年に菊池寛賞を受賞。日本ペンクラブ会長などを歴任。
- (30) 『早稲田大学新聞』一九四六年三月一日(2)。
- (31) 「銀時計に映ゆる二女性」『朝日新聞』一九四二年九月二四日。
- (32) 『早稲田大学新聞』一九四六年三月一日(2)。
- (33) 「認可申請」(一九四六年三月八日)『昭和十九年七月起自昭和十九年七月 至昭和二十二年二月(巻四の二) 学則認可関係書類 附設立認可関係書類 早稲田大学』早稲田大学史資料センター蔵。
- (34) この申請に対して文部省は承認しながらも、「別段学則変更ノ措置ヲナサズ処理致度」と通牒した。このため、学則の改正はなされずに高等師範部生徒の学部入学が実施されたと考えられる。「認可申請」(高等師範科第三学年修了者ノ大学入学ニ関スル件)『昭和十九年七月起 自昭和十九年七月 至昭和二十二年二月(巻四の二) 学則認可関係書類 附設立認可関係書類 早稲田大学』早稲田大学史資料センター蔵。
- (35) 一九四六年度の入学者の学歴を示すと、例えば政治経済学部では予科修了者が一人、その他が二七五人、法学部では前者が七人、後者が二二人であった。「昭和二十一

- 年度以前入学者学歴別調査」『昭和二十一年四月「昭和二十一年度（上）」文部省関係書類 教務課』大学史資料センター蔵。
- (36) 各年度の『文部省年報』。
- (37) 「大学専門学校聴講生二関スル件」『昭和二十一年四月「昭和二十一年度（上）」文部省関係書類 教務課』。
- (38) 「認可申請」『早稲田大学専門部』国立公文書館蔵 (3A 9-3 166)。
- (39) 「学則一部変更ノ件」『法政大学』国立公文書館蔵 (3A 9-2 108)、「大学学則変更認可申請書」『専修大学』国立公文書館蔵 (3A 9-2 121)。
- (40) 「認可申請」『早稲田大学専門部』国立公文書館所蔵。
- (41) 「認可申請」『早稲田大学専門部』国立公文書館所蔵。
- (42) 「昭和二十一年度 専門学校表 早稲田大学高等師範部」『昭和二十一年十二月「昭和二十一年度（下）」文部省関係書類 教務課』。早稲田大学史料センター蔵。
- (43) 「文部省第七十五年報」。なお、一九四八年度には、高等師範部に七一人の女性が在学している（『文部省第七十六年報』）。
- (44) 一九四六年四月時点の専門部に関する学則の第4節（入学、在学及退学）の第2条では、第1種生の入学資格として、中学校卒業生、師範学校卒業生などが規定されている。『文部省第七十四年報』。
- (45) 「高等学校長会議開催の件」『昭和二十一年四月「昭和二十一年度（上）」文部省関係書類 教務課』。
- (46) 「女子生徒徒入学に関する件（予科）」『昭和二十一年十二月「昭和二十一年度（下）」文部省関係書類 教務課』。
- (47) 「学則中一部改正ノ件認可申請」『国学院大学』国立公文書館蔵 (3A 9-2 115)。
- (48) 湯川「戦後教育改革期における女性の大学教育制度の確立に関する一研究」14頁。
- (49) 「学部入学女子学生について」『昭和二十一年四月「昭和二十一年度（上）」文部省関係書類 教務課』。
- (50) 「学部入学女子学生について」『昭和二十一年四月「昭和二十一年度（上）」文部省関係書類 教務課』。
- (51) 「学部入学女子学生について」『昭和二十一年四月「昭和二十一年度（上）」文部省関係書類 教務課』。
- (52) 「学部入学女子学生について」立教学院資料室蔵。また、一〇月一〇日付の各帝国大学総長への調査に対し、各大学では点数・順位などを記すなど、詳細なものになっている。
- (53) 湯川「戦後教育改革期における女性の大学教育政策と門戸開放の実態」二五～二七頁。
- (54) 「筆頭は文学部の三十三名」『早稲田大学新聞』一九四七年二月二四日（一面）。
- (55) 「学校表調査の件」『昭和二十一年十二月「昭和二十一年度（下）」文部省関係書類 教務課』。
- (56) 早稲田大学内の新学制への対応を議論する「企画委員会」などで、高等学院に女性の入学を認めるか否かが話し合われ、少数の共学賛成者があったものの反対論が多数であった。また、高等学院による一九四六年一月の大学へ

の建議書では、男女共学は「当分の間避けることが望ましい」と要望している（『継承そして創造』、早稲田大学高等学院、一九九九年、四一・四二頁）。